

## 個人情報保護法改正の概要とポイント

2026年5月吉日  
One Asia Lawyers 東京オフィス

2026年4月7日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」といいます。）が閣議決定されました。

本改正案の施行は公布から原則2年以内とされており、今後、政令・委員会規則・ガイドライン等の整備が順次進む見通しです。

本ニュースレターでは、第1において本改正案の概要を説明の上、第2において主要なポイントを3点取り扱います。

### 第1 本改正案の概要

本改正案は AI 活用にも資する円滑なデータ連携を促進するとともに、個人の権利利益の適切な保護を図ることを趣旨としています。

本改正案における主な改正点を、

- ・規制が緩和された点
- ・規制が強化された点
- ・エンフォースメントが強化された点

の3つの観点から整理すると、以下のとおりです。

本改正案の概要		
規制緩和・利活用促進方向	規制強化の方向	エンフォースメント強化
<p><b>統計作成等の特例（第30条の2、第31条の3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 統計情報等の作成のみに利用する場合、本人同意なしで個人データ等の第三者提供・公開されている要配慮個人情報の取得が可能に</li> </ul> <p><b>同意要件の緩和（第16条第9項、第18条第3項、第20条第2項、第27条第1項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取得の状況からみて、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は、目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供について、本人の同意が不要に</li> <li>▶ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件の緩和</li> </ul>	<p><b>顔特徴データ等（第21条の2、第27条第2項、第35条第7項・8項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用目的等の事前周知義務</li> <li>▶ オプトアウトによる第三者提供は不可</li> <li>▶ 本人の利用停止等請求権を拡充</li> </ul> <p><b>子供（16歳未満）の個人情報（第35条第9項・10項、第40条の2、第58条の3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 同意取得や通知等に係る規定に、法定代理人の関与を義務付け</li> <li>▶ 違法行為の有無等を問わない利用停止等請求が可能に</li> </ul> <p><b>委託先の義務の明確化（第30条の3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 委託先が委託された個人データ等を当該業務の遂行に必要な範囲を</li> </ul>	<p><b>勧告・命令（第148条、第148条の2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 命令の要件の見直し</li> <li>▶ 本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令をすることが可能に</li> <li>▶ 違反行為を補助等する第三者に対して、当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定の創設</li> </ul> <p><b>刑事罰の強化（第178条～第180条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法定刑の引き上げ</li> <li>▶ 損害を加える目的に基づく個人情報データベース等の提供行為を刑事罰の対象行為に追加</li> <li>▶ 詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則の追加</li> </ul>

<p>▶ 「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示</p> <p><b>委託先の義務の免除（第 58 条の 2）</b></p> <p>▶ 委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースにおける委託先の個人情報取扱事業者等としての義務免除</p> <p><b>漏えい等報告・本人通知（第 26 条第 2 項）</b></p> <p>▶ 漏えい等発生時において、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応が可能に</p>	<p>超えて取り扱ってはならない旨の義務を明文化</p> <p><b>不適正利用等防止（第 27 条第 7 項、第 31 条の 2）</b></p> <p>▶ 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止</p> <p>▶ オプトアウト制度に基づく第三者提供時における事前の当該提供先の身元及び利用目的の確認の義務化</p>	<p><b>課徴金制度の新設（第 148 条の 3～第 148 条の 17）</b></p> <p>▶ 重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付命令</p>
<p>施行期日：公布の日から起算して原則 2 年以内 ※今後、政令・委員会規則・ガイドライン等が順次整備される予定。</p> <p>記載の条文番号は、本改正案におけるもの。</p>		

## 第 2 本改正案の主なポイント

### 1 統計作成等を目的とする場合の特例

現行法では、要配慮個人情報の取得や個人データの第三者提供には原則として本人の同意が必要ですが、本改正案は、「統計情報等の作成のみに利用する」ことが担保される場合限り、本人同意なしで公開されている要配慮個人情報の取得及び個人データ等の第三者提供を認める特例を規定しています。この「統計情報等の作成のみ」の範囲には「統計作成等であると整理できる AI 開発等」も含まれると明示されており、企業間のデータ共有や AI 学習データの整備に活用が期待されます。

同特例を利用するためには、①氏名・名称や作成しようとする統計情報等の内容などの一定事項の公表、②第三者提供の場合は「統計情報等の作成のみを目的とした提供である旨」の提供元・提供先間の書面合意が必要となります。また、同特例により取得・提供されたデータは、当該目的の範囲外での利用及び第三者提供が禁止されます。

具体的にどのような AI 開発等が「統計作成等」に該当するかは、今後制定される規則やガイドラインの内容を注視する必要があります。

なお、同特例に違反した場合には、課徴金の対象となり得るため、留意が必要です。具体的な違反例としては、以下のものが挙げられます。

取得者による 目的外利用・第三者提供の禁止	提供先による 目的外利用・第三者提供の禁止
<p>統計情報等の作成のみを目的として取得した要配慮個人情報を、</p> <p>▶ 統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合（本特例に依拠して第三者提供する場合を除く）</p>	<p>統計情報等の作成を目的として提供を受けた個人データを、</p> <p>▶ 統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合</p>

▶ 統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

▶ 統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

(個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律案について」(2026年4月)、20頁より。URL: [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260407\\_kisyahaifusiryuu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260407_kisyahaifusiryuu.pdf))

## 2 本人の意思に反しないことが明らかな場合の同意不要

目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供について、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合」は本人同意が不要となります。

個人情報保護委員会における想定事例として、ホテル予約サイトが予約者の氏名等を宿泊先ホテルに提供する場合(予約サービスの利用契約の性質上、当然に想定される情報連携)や、海外送金において送金者の情報を送金先金融機関に提供する場合が挙げられています<sup>1</sup>。これまでこうした場面でも形式的な同意取得が求められていましたが、改正後は業務フローを実態に即した形に見直すことができます。具体的な対象範囲は委員会規則等で定められる予定です。

## 3 オプトアウト制度における提供先の身元・利用目的の確認義務

オプトアウト制度とは、本人の求めがあれば提供を停止することを条件に、本人同意なしで個人データを第三者に提供できる制度です(現行法第27条第2項)。現状、悪質な名簿屋が、この制度を利用して、違法行為に及ぶ者に名簿を転売する事案が問題となっています。

本改正案は、オプトアウト制度に基づいて個人データを第三者に提供する際、提供者があらかじめ提供先の身元(氏名又は名称・住所・代表者氏名)及び利用目的を確認することを義務付ける規定を設けています。

提供先が確認事項を偽った場合は過料の対象となります。

なお、当該個人データを取得した時点において当該個人データが本人・国の機関・地方公共団体等によって公開されていたものである場合等は、確認義務の対象外とされます。

## 第3 まとめ

本改正案は閣議決定を経て特別国会に提出されていますので、今後、両議院で可決され次第、成立することとなります。

具体的な規律の詳細の多くは今後の政令・委員会規則・ガイドライン等で確定する予定であるため、今後の議論を追う必要があります。

当事務所では、今後の下位法令・ガイドラインの動向についても引き続き情報をお届けしてまいります。

### 【参考資料】

個人情報保護委員会・報道発表「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について(令和8年4月7日)

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2026/260407/>

<sup>1</sup> 前掲・個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律案について」(2026年4月)、7頁

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

	<p>楠 悠冴 One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>2025年4月に弁護士登録後、One Asia 法律事務所 東京オフィスに入所。 各法域の弁護士と連携し、国内外問わず、企業法務を中心とする幅広い案件に取り組む。 2022年にHSK6級を取得しており、3か国語に対応可能。 <a href="mailto:yugo.kusu@oneasia.legal">yugo.kusu@oneasia.legal</a></p>
	<p>山本 博人 One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>2022年に弁護士登録、One Asia 法律事務所 東京オフィスに入所。入所後は、労働法関係の業務、金融関係法の業務を中心に企業法務全般に携わる。 また、近時では、AIやWEB3技術を取り扱う企業からの相談や個人情報管理に関する相談等に対応している。 <a href="mailto:bakuto.yamamoto@oneasia.legal">bakuto.yamamoto@oneasia.legal</a></p>



	<p>山村 響 One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>2023年に弁護士登録。登録後は東京都内の弁護士事務所に所属し、主に、交通事故、労災、労働（労働者側）、離婚事件を多く取り扱う。</p> <p>2025年9月に、One Asia 法律事務所 東京オフィスに入所。入所後は、労働者側の代理人として活動していた経験を活かし、業務に取り組む。</p> <p><a href="mailto:hibiki.yamamura@oneasia.legal">hibiki.yamamura@oneasia.legal</a></p>
	<p>柴崎 秀之 One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>海外の大学院にて政治理論・規範理論を研究し、アフリカ・スーダン共和国財務省でのボランティアやサウジアラビア・リヤドの日本大使館の専門調査員としての従事など、多様な海外経験を有する。帰国後、法科大学院を経て、2025年にOne Asia 法律事務所に入所。クロスボーダー案件を中心に国内国外問わず幅広い分野に従事。</p> <p><a href="mailto:hideyuki.shibasaki@oneasia.legal">hideyuki.shibasaki@oneasia.legal</a></p>